

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人聡生会森田歯科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市多良見町化屋745番地1

(3) 設立認可年月日 平成2年3月26日

(4) 設立登記年月日 平成2年3月29日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	森田歯科医院	長崎県諫早市多良見町化屋 745番地1	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年12月22日 令和2年度決算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人聡生会森田歯科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 7 4 5 番地 1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	45,298	I 流動負債	6,815
II 固定資産	79,969	II 固定負債	115,287
1 有形固定資産	68,863	負債合計	122,102
2 無形固定資産	162	純資産の部	
3 その他の資産	10,944	科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 1,835
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	3,165
資産合計	125,267	負債・純資産合計	125,267

様式4-2

法人名 医療法人聴生会森田歯科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋745番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年11月 1日 至 令和4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,975
2 事業費用	88,247
本来業務事業利益	728
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	728
II 事業外収益	2,051
III 事業外費用	1,295
経常利益	1,484
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	1,484
法人税等	71
当期純利益	1,413

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人聡生会森田歯科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋7 4 5 番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年10月31日現在)

1. 資 産 額	125,267 千円
2. 負 債 額	122,102 千円
3. 純 資 産 額	3,165 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,298
B 固 定 資 産	79,969
C 資 産 合 計 (A + B)	125,267
D 負 債 合 計	122,102
E 純 資 産 (C - D)	3,165

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 聡生会 森田歯科医院

理事長 森田 聡 殿

私は、医療法人聡生会森田歯科医院の令和1年会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月23日

医療法人 聡生会 森田歯科医院

監 事 森田 寧